

### Ⅲ 地域精神保健福祉活動の現状

#### 1. 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業

精神障害者の地域移行・地域定着については、平成24年度の障害者自立支援法の改正により、市町が行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が同法に基づく個別給付対象となったため、平成23年度まで県が実施してきた地域移行支援特別対策事業（補助金事業）を終了し、その後継事業として、本事業を実施している。

本事業は、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することを目的とする。

#### (1) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業実施状況

表20 協議会の開催回数（令和5年度）

運営協議会 （※1）	地域包括ケア ワーキング	圏域協議会（※1）				
		小豆	東讃	中讃	西讃	高松
1回	2回	3回	4回	17回	6回	20回

（※1）運営協議会：各機関の長で構成され、県下全体の事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

圏域協議会：事業担当者等で構成され、各圏域における事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

表21 精神障害者における地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の状況（県内17市町合計）  
（件）

		10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計	
		申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定
元年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	1	1	5	5
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	4	4
	計	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3	3	3	1	1	9	9
2年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	地域定着支援	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2
	計	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	4
3年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	地域定着支援	0	0	0	0	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	4	4
	計	0	0	0	0	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	5	5
4年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
5年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※申請書受理件数・・・給付決定をした年度に計上した件数

※給付決定件数・・・各年度の給付決定を行った件数（却下件数を除く）

表 22 精神障害者地域移行・地域生活支援関係者研修・交流会実施状況

事業主体	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域の暮らしに役立つセミナー	健康やこころの病気についての学習会：4回 パソコン教室：1回	5回	23名
	香川県ピアサポート知ってるかい	ピアサポートについての理解促進のための研修及び交流会	1回	10名
	ピアサポーター養成講座	ピアサポーター養成講座の開催	3回	23名
	ピアサポーター交流会	ピアサポーターフォローアップ交流会	1回	4名
障害福祉課	ピアサポーター養成・派遣事業	・障害者ピアサポーター養成研修 ・精神障害者ピアサポーターの登録、派遣随時	1回	31名
	ピアサポーター交流会	・ピアサポーター同士の交流 ・ピアサポーターと支援者の交流 ・ピアサポート活動の場拡大に向け意見交換	1回	23名
	精神障害者地域移行・地域定着関係者研修会	・地域移行・地域定着関係者研修会 (精神障害者支援体制加算対象)	1回	29名

表 23 関係者会議等実施状況

事業主体	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域ネットワークづくり	精神障害者通報等関係者連絡会	1回	14名
	地域移行・地域定着支援推進連携会議	精神障害者地域移行・地域定着支援推進連携会(自立支援協議会精神部会)	3回	47名
東讃保健福祉事務所	高松市との精神障害者通報等連絡会	対象：高松市健康づくり推進課、県障害福祉課 内容：23条通報時の対応について、退院後支援計画について、アルコール通報の対応について等	1回	14名
	精神障害者通報等関係者連絡会	対象：警察署、医療機関、市町、県障害福祉課 内容：香川県における通報対応状況及び法改正について、東讃保健所における通報対応状況について、精神保健福祉と保健所について等	1回	33名

中讃保健福祉事務所	中讃圏域精神保健福祉関係者研修会及び精神保健福祉関係ネットワーク会議	第一部 中讃圏域精神保健福祉の現状 ・リムラッドからのデータ ・東西自立支援協議会での活動状況 第二部 事例からネットワークを考える 講師：高松市障がい者基幹相談支援センター 中核拠点 センター長 照下善則 氏 ・グループでの意見交換 ・グループワークでの意見共有 ・講師からの講義	1回	31名
	通報等関係者連絡会	講義：「措置入院の理解と運用について」 講師：医療法人社団三和会しおかぜ病院 精神保健指定医 大原 秀夫 院長	1回	34名
西讃保健福祉事務所	通報等関係者連絡会	・香川県の通報に関する現状 ・管内における精神障害者の現状及び通報対応状況 ・管内における精神保健福祉活動の取組について ・意見交換	1回	21名
	精神障害者地域移行・地域定着支援研修会 (ひきこもり支援研修会と合同実施)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業の紹介 説明者：三観地域自立支援協議会 精神保健福祉部会長 梶本 亜希 氏	1回	44名
高松圏域	地域移行・地域定着推進連携会議	・高松圏域内の現状把握と課題の共有 ・ピアサポーターのパンフレット作成に係る協議 ・高齢分野との連携方法の検討 ・保健・医療・福祉分野の連携方法の検討	8回	-
障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムワーキング	・各圏域の取組みの共有 ・共通課題と広域的な取組みの検討	2回	34名 26名

## 2. 保健所の精神保健福祉活動

保健所は、地域住民のこころの健康の保持及び増進のための諸活動を実施する精神保健福祉分野における第一線の行政機関である。最近では精神障害者が当たり前の社会生活が営めるようインクルーシブな社会の実現のために様々な活動に取り組んでいる。

### (1) 精神保健福祉相談・訪問指導事業

各保健所において、地域住民のこころの健康の保持及び増進を図るために精神保健福祉相談として相談に応じると共に、必要に応じ訪問活動を実施している。

表 24 訪問指導件数 ※高松市保健所実績含む

年度	実人員	延 人 員											計
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	自 殺 関 連 (再)	
R元	668	1,964	60	204	23	0	17	513	2	11	281	16	3,075
R2	620	1,864	92	235	38	0	19	598	0	0	209	26	3,055
R3	656	2,119	61	240	15	1	11	484	2	0	169	19	3,102
R4	585	1,347	111	210	21	15	4	507	0	18	250	89	2,483
R5	735	1,239	105	238	15	23	1	634	0	1	330	52	2,586

表 25 精神保健福祉相談件数 ※高松市保健所実績含む

年度	来所相談												
	実人員	延 人 員											
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	その他	自殺 関連 (再)	計
R元	450	713	32	78	11	4	41	450	17	13	68	18	1,427
R2	324	558	28	80	13	2	17	253	2	9	209	16	1,171
R3	338	561	30	99	2	5	14	273	2	4	47	11	1,037
R4	317	487	24	60	2	47	8	191	1	12	79	11	911
R5	322	586	33	49	2	50	7	283	5	19	94	25	1,128

表 26 電話相談（延人数） ※高松市保健所実績含む

年度	電話相談												
	延 人 員												
	社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	その他	自殺 関連 (再)	計	
R元	5,870	55	281	46	10	45	3,142	16	16	382	59	9,863	
R2	6,250	89	234	84	11	39	3,666	13	1	355	67	10,742	
R3	6,524	121	355	27	27	18	2,784	2	0	362	24	10,220	
R4	5,183	130	337	38	430	18	2,283	1	3	525	78	8,948	
R5	5,132	84	222	8	363	25	3,579	2	0	478	108	9,893	

(2) 社会復帰相談指導事業（デイケア）

回復途上にある精神障害者に対して、対人関係の改善、意欲の向上、社会生活への適応性の促進を図ることを目的とする。平成 22 年度以降、県内では高松市保健所のみで実施している。

表 27 社会復帰相談指導事業における社会復帰等の状況

年度	社会復帰したもの					中止したもの				合計 ③ (①+②)	継続 ④	その 他 ⑤	対象者 ⑥ ③ +④+ ⑤	社会復 帰した 者の割 合 ① / ⑥
	就労	家業	家事	その他	小計 ①	再入院	死亡	その他	小計 ②					
R元	2	0	1	0	3	0	0	1	1	4	13	1	18	16.7%
R2	2	0	1	1	4	0	0	0	0	4	10	0	14	28.5%
R3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	13	0	14	7.1%
R4	1	0	2	1	4	0	0	1	1	5	10	0	15	26.6%
R5	2	0	0	0	2	0	0	1	1	3	12	0	15	13.3%

(3) 社会参加促進事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧 障害者自立支援法）に基づく都道府県地域生活支援事業の一環として、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るとともに、精神障害者を抱える家族への支援、また、地域社会における知識の普及啓発を行うなど地域の実情を踏まえた事業を実施した。

表 28 当事者・家族への支援・交流会等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	組織育成強化事業	地域移行・地域定着に向けて家族を支援する	臨床心理士をファシリテーターとしたグループワーク等	6回	50名
	地域の暮らしに役立つセミナー	地域移行・地域定着支援に係る基本的知識及び技術の習得を図る	健康やこころの病気についての学習会：4回 パソコン教室：1回	5回	23名
	スノードロップ	当事者同士の交流	当事者会	8回	27名
東讃保健福祉事務所	精神障害者に関わる家族の学習会	精神疾患を抱える当事者及び家族が他の参加者と交流を図りながら、悩みや不安を共有するとともに、こころの病気についての理解を深めるために、講義や座談会を実施した。	講義 ・多様性とウェルビーイングについて ・障害年金について ・ピアサポーターについて ・ひきこもりサポーターについて ・災害について 等	8回	90名
中讃保健福祉事務所	当事者交流会	地域で生活する精神障害者が自らの経験を活かしながら、当事者の視点でピアサポートが出来るよう、活動に必要な知識な技術の習得を図るとともに、ピアサポーター同士や地域支援者との顔の見える関係づくりにより、ピアサポート活動を促進していくことができる。	<第1回> ミニ講座「ピアサポーターの強みとは」 体験発表「活動してみて」 話し合い「他圏域の活動を聞いて」 ※障害福祉課主催「香川県ピアサポート知ってるかい」と合同開催 <第2回> ミニ講座「WRAP（元気回復行動プラン）」 体験発表「WRAPを作成してみて」 話し合い「ピアサポーターとして工夫していること～元気でいるために～」 <第3回> ミニ講座「WRAP（元気回復行動プラン）」 体験発表「体調管理」 話し合い「ピアサポーターとして工夫していること～体調が悪い時の対処～」	3回	59名
	統合失調症の家族学習会	統合失調症患者の家族が病気や障害についての理解を深めるとともに、将来への不安や悩みを軽減するために開催する。	<第1回> 講義 「統合失調症の経過と治療～家族ができること～」 講師：西紋病院 院長 西紋孝一氏 ピアサポーター2名による体験発表 家族の座談会 <第2回> 講義 「就労支援・障害福祉サービスについて」 講師：相談支援事業所 だん 馬場友良氏 中讃管内の家族会紹介(つくし会) 家族の座談会	2回	34名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
西讃保健福祉事務所	統合失調症家族教室	家族が抱える不安や心配などを軽減する。	学習会（病気や治療、関わり方、利用できるサービスについて等）、情報交換、話し合い、当事者の体験談を聴く等	2回	24名
	精神障害者家族会（ひまわりの会）支援	家族会に対して必要な支援を行い、また連携を図りながら精神保健福祉活動を支援する。	総会、情報交換	1回	9名
	当事者自主グループ（あおばの会）支援	当事者の会に対して必要な支援を行い、また連携を図りながら精神保健福祉活動を支援する。	話し合いと近況報告	6回	27名
高松市保健所	統合失調症家族教室	統合失調症の方が安心して暮らすために、身近な家族が病気を正しく理解して、必要な知識を得て、家族が交互に語り合い力量を高める。	講義とグループワーク	4	65名
	アルコール問題を考える家族のつどい	アルコール問題を抱えた方の家族が、共に語り合い、アルコール依存症への理解を深め、相互に支え合い、酒害者の回復を支援する。	講義とグループワーク	10回	66名
	うつ病家族教室	うつ病を治療中の方を抱えた家族が、うつ病の正しい知識や接し方を学び、家族同士が語り合うことで、家族が心の余裕を取り戻す。	講義とグループワーク	4回	97名
	当事者のための生活スキルアップセミナー	精神障害者自身が、社会生活に適応し自立するために、当事者同士が集い、社会生活に関する知識・技術を学ぶ。	講義や健康測定・音楽・運動等の実技及び施設見学、交流会等	12回	105名

表 29 地域社会への普及啓発事業等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	自殺予防対策出前講座	自殺予防についての正しい知識の普及啓発や、ストレスの解消方法及び相談先の周知	管内関係機関を対象に、こころの健康づくりに関する出前講座を実施した。	2回	32名
	自殺予防対策研修会	自殺予防についての正しい知識の普及啓発や、地域支援者の相談支援技術の向上	①講義：「アルコール依存症と地域での自殺予防について」 講師：藍里病院 副院長 吉田精次氏 ②グループワーク及び質疑応答	1回	21名
	思春期メンタルヘルス事業	精神保健福祉に関する知識やストレスに対処するための知識の普及啓発及び相談先周知	小豆島中央高校の文化祭に出展し、「こころとからだの健康づくり」についての普及啓発や相談先の周知等を行った。	1回	200名
東讃保健福祉事務所	高校生を対象とするこころの健康出前講座	精神疾患に対する誤解や偏見をなくすため、また、精神疾患の発症予防・早期発見のために、早くからこころの健康について関心を持ち、正しい知識を身につけられるように、高校生を対象に出前講座を実施	○三本松高等学校 講演：「心もメンテナンスしよう」 講師：臨床心理士 ○石田高等学校 講演：「心の健康について学ぼう」 講師：保健所保健師 ○三木高等学校 講演：「心の健康について学ぼう」 講師：ピアサポーター	3回	161名
	管内の高校・大学や地域のイベントにおける普及啓発	管内の高校生や大学生、若い世代に対し、心の健康等についての普及啓発を行う。	○寒川高等学校文化祭への出展 ・アルコールパッチテスト ・リーフレット等の配布 ○徳島文理大学文化祭への出展 ・ストレスチェック ・アルコールパッチテスト ・リーフレット等の配布 ○とらまる人形劇カーニバル2023への出展 ・アルコールパッチテスト ・リーフレット等の配布	3回	300名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
中讃保健福祉事務所	職域啓発事業	事業主等が自殺や自殺関連事象を正しく理解し、従業員の健康管理に生かすことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会の会報誌に心の健康について啓発記事を投稿（3自治体）</li> <li>・要望のあった事業所等に出向き、メンタルヘルスの講義を実施</li> <li>・労働安全衛生週間に合わせたチラシ等の配布</li> </ul>	記事掲載5回 2事業所	110名
	地域住民啓発事業	地域住民が自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を得ることにより、早期に受診や相談に繋ぐことが重要であると理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町実施の健康まつりで健康コーナーを設置し、知識を普及啓発する。</li> <li>・名刺型ところの電話相談啓発媒体を、管内救急病院5か所や保健所窓口を設置する。</li> </ul>	1回	49名
	若年層啓発事業	看護学等を学ぶ学生が、自身がハイリスク世代と気づくとともに、将来ところの問題を抱える患者に出会ったときには、専門家に繋ぐことが重要と動機づける。	実習生を対象に思春期の特徴やメンタル不調のサイン、相談窓口等の健康教育を行う。終了後にアンケートを実施する。	4回	141名
西讃保健福祉事務所	ところのバリアフリーを考えるグループ会（ひだまりの会）	障害の有無に関わらず、誰もが希望する地域で、安心して生活できる地域づくりの気運を醸成するとともに、その活動を通して参加者及び地域全体のメンタルヘルスの向上のため、バリアフリーの意識を広める。	交流会、季節のイベント、ボランティア活動、福祉まつりへの参加などのグループ活動。	6回	57名
高松市保健所	ところの健康地域・職域啓発	広く市民に対しところの健康づくりに関する知識・情報を伝えること。また、ゲートキーパーの役割を認識することで、自らの命や地域のつながり等を考えることができる。	ところの健康づくりに関する普及啓発事業。うつ病、アルコール関連問題、ゲートキーパーに関して、医師及び保健師、臨床心理士等による健康教育。	65回	3,539名
	ところの体温計システムの活用	市民が自分自身のところの健康を把握でき、相談窓口を広く周知するためのツールとなり、ところの健康に関心を持つ市民が増える。	市民が携帯電話やパソコンを利用して、「ところの体温計」システムにアクセスし、「本人」「家族」「赤ちゃんママ」「アルコールチェック」に加え、「自死遺族ケア」「いじめのサイン」等のモードでセルフチェックを行い、相談窓口を閲覧。	-	32,982名



保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
障害福祉課	精神保健福祉に関する知識普及啓発事業	一般住民に対する講演会や健康展の実施により精神保健福祉の正しい知識の普及啓発を図る。	「第52回香川県精神保健福祉大会」	1回	-
			「第44回こころの健康展」	1回	-

### 3. 精神保健福祉センターの活動

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定され、県等が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、①地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えること、②住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うこと、③精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくため、市町及び市町を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、以下の各業務を総合的に推進すること、とされている。

#### (1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、県の本庁と協働し、企画立案を行い、市町や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

#### (2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町や市町を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。センターは、包括的支援体制の確保のために、県の本庁、保健所、市町、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、これらの各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

#### (3) 人材育成

保健所、市町、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、県全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条第3号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付厚労省通知）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町の参加を積極的に促すこと。

#### (4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関する普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。また、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

#### (5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町の規模や資源によって住民への支援に差が生じないように、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに県の本庁、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

#### (6) 精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

#### (7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、県単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町並びに地区単位での活動に協力する。さらに、県内の保健所、市町等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること

#### (8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整える

こと。なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第 35 条の 2 の規定による入院者訪問支援事業を県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定

法第 45 条第 1 項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

精神保健福祉センター運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

表 30 精神保健福祉センターにおける相談等（令和5年度）

	相談、デイ・ケア、訪問指導					(再掲) 相談													
	実 人 員	(再掲) 新規者の受付経路				実 人 員	延人員												
		保 健 所	市 町	医 療 機 関	そ の 他		老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	ゲ ム	思 春 期	づ く の 健 康	う う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
被指導人員	228	2	3	9	97	221	0	246	20	61	208	27	146	286	24	4	1	33	1,056

	(再掲) デイ・ケア（休止中）		(再掲) 訪問指導		電話相談	Eメール相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員	延人員
被指導人員			27	51	4,806	70

	普 及 啓 発	
	地域住民への講演会等	精神障害者（家族）に対する教室等
開催回数	1	52
延人数	47	425

	技術指導・援助（延件数）														教育研修	
	老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	ゲ ム	思 春 期	心 の 健 康 づ くり	ひ き こ も り	自 殺 関 連	犯 罪 被 害	災 害	そ の 他	計	延 件 数	参 加 延 人 員
保 健 所	1	9	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	13	6	28	
市 町	2	11	2	0	0	0	2	8	2	3	0	0	20	50	6	48
福 祉 事 務 所													0	1	1	
医 療 施 設													0	6	34	
介護老人保健施設													0	3	5	
障害者支援施設													0	7	45	
社会福祉施設													0	2	21	
そ の 他													0	15	1,517	
実 施 件 数	3	20	2	0	0	0	2	9	4	3	0	0	20	63	16	

	組 織 育 成					計
	患者会	家族会	断酒会	職親会	その他	
支援件数	0	0	36	0	0	36